

○準耐火構造の構造方法を定める件

(平成十二年五月二十四日)

(建設省告示第千三百五十八号)

改正	平成一三年	二月 一日	国土交通省告示第	六三号
	同	一六年	三月二二日同	第 三三四号
	同	一六年	七月 七日同	第 七八九号
	同	一六年	九月二九日同	第一一七二号
	同	一九年	八月一〇日同	第一〇七一号
	同	二七年	二月二三日同	第 二五六号
	同	二八年	三月三〇日同	第 五四〇号
	同	二八年	三月三一日同	第 五六四号
	同	二九年	三月二一日同	第 二〇三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第七号の二の規定に基づき、準耐火構造の構造方法を次のように定める。

準耐火構造の構造方法を定める件

第一 壁の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハ、第三号ハ及びニ並びに第五号ニ及びホに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第一百七条の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 一時間準耐火基準に適合する構造（耐力壁である間仕切壁に係るものに限る。）とすること。

ロ 四十五分間倒壊等防止認定構造（特定避難時間が四十五分間以上である特定避難時間倒壊等防止建築物の主要構造部（法第二十七条第一項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法をいう。以下同じ。）（耐力壁である間仕切壁に係るものに限る。）とすること。

ハ 次の（1）から（4）までのいずれかに該当するもの

（1） 間柱及び下地を木材で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の（i）から（v）までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたものとする。

（i） 平成二十七年国土交通省告示第二百五十三号（以下「一時間準耐火構造告示」という。）第一第一号ハ（1）、（3）又は（7）のいずれかに該当するもの

- (ii) 厚さが十五ミリメートル以上のせっこうボード（強化せっこうボードを含む。以下同じ。）
 - (iii) 厚さが十二ミリメートル以上のせっこうボードの上に厚さが九ミリメートル以上のせっこうボード又は難燃合板を張ったもの
 - (iv) 厚さが九ミリメートル以上のせっこうボード又は難燃合板の上に厚さが十二ミリメートル以上のせっこうボードを張ったもの
 - (v) 厚さが七ミリメートル以上のせっこうラスボードの上に厚さ八ミリメートル以上せっこうプラスターを塗ったもの
- (2) 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の (i) 又は (ii) に該当する防火被覆が設けられた構造（間柱及び下地を木材のみで造ったものを除く。）とすること。
- (i) 一時間準耐火構造告示第一第一号ハ (1) 又は (3) に該当するもの
 - (ii) (1) (ii) から (v) までのいずれかに該当するもの
- (3) 間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の (i) から (iii) までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。
- (i) 塗厚さが十五ミリメートル以上の鉄網モルタル
 - (ii) 木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ十ミリメートル以上モルタル又はしっくいを塗ったもの
 - (iii) 木毛セメント板の上にモルタル又はしっくいを塗り、その上に金属板を張ったもの
- (4) 間柱若しくは下地を不燃材料以外の材料で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の (i) から (viii) までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。
- (i) 塗厚さが二十ミリメートル以上の鉄網モルタル又は木ずりしっくい
 - (ii) 木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ十五ミリメートル以上モルタル又はしっくいを塗ったもの
 - (iii) モルタルの上にタイルを張ったものでその厚さの合計が二十五ミリメートル以上のもの
 - (iv) セメント板又は瓦の上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が二十五ミリメートル以上のもの
 - (v) 土蔵造
 - (vi) 土塗真壁造で裏返塗りをしたもの
 - (vii) 厚さが十二ミリメートル以上のせっこうボードの上に亜鉛鉄板を張ったもの

- (viii) 厚さが二十五ミリメートル以上のロックウール保温板の上に亜鉛鉄板を張ったもの
- ニ 一時間準耐火構造告示第一第一号ホに定める構造とすること。この場合において、同号ホ(1)(i)(一)中「四・五センチメートル」とあるのは「三・五センチメートル」と、同号ホ(1)(i)(二)中「六センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」と読み替えるものとする。第三号ホにおいて同じ。
- 二 令第一百七条の二第二号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。
 - イ 一時間準耐火基準に適合する構造とすること。
 - ロ 四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。
 - ハ 前号ハに定める構造とすること。
 - ニ 一時間準耐火構造告示第一第二号ニに定める構造とすること。この場合において、同号ニ(1)(i)中「四・五センチメートル」とあるのは「三・五センチメートル」と、「七・五センチメートル」とあるのは「六・五センチメートル」と、同号ニ(1)(ii)中「六センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」と、「九センチメートル」とあるのは「七・五センチメートル」と読み替えるものとする。第四号ニ及び第五号へにおいて同じ。
- 三 令第一百七条の二に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。
 - イ 一時間準耐火基準に適合する構造（耐力壁である外壁に係るものに限る。）とすること。
 - ロ 四十五分間倒壊等防止認定構造（耐力壁である外壁に係るものに限る。）とすること。
 - ハ 間柱及び下地を木材で造り、その屋外側の部分に次の(1)から(6)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に第一号ハ(1)(i)から(v)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。
 - (1) 一時間準耐火構造告示第一第三号ハ(1)から(6)までのいずれかに該当するもの
 - (2) 厚さが十二ミリメートル以上のせっこうボードの上に金属板を張ったもの
 - (3) 木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ十五ミリメートル以上モルタル又はしっくいを塗ったもの
 - (4) モルタルの上にタイルを張ったものでその厚さの合計が二十五ミリメートル以上のもの
 - (5) セメント板又は瓦の上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が二十五ミ

リメートル以上のもの

(6) 厚さが二十五ミリメートル以上のロックウール保温板の上に金属板を張ったもの

ニ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、その屋外側の部分に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に第一号ハ(2)(i)又は(ii)に該当する防火被覆が設けられた構造(間柱及び下地を木材のみで造ったものを除く。)とすること。

(1) 一時間準耐火構造告示第一第三号ハ(1)から(3)までのいずれかに該当するもの

(2) ハ(2)から(6)までのいずれかに該当するもの

ホ 一時間準耐火構造告示第一第一号ホに定める構造とすること。

四 令第七条の二第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 一時間準耐火基準に適合する構造とすること。

ロ 四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。

ハ 前号ハ又はニに定める構造とすること。

ニ 一時間準耐火構造告示第一第二号ニに定める構造とすること。

五 令第七条の二第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 耐火構造とすること。

ロ 四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。

ハ 第三号ハ又はニに定める構造とすること。

ニ 間柱及び下地を木材で造り、その屋外側の部分に第三号ハ(1)から(6)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられた構造とすること。

(1) 厚さが八ミリメートル以上のスラグせっこう系セメント板

(2) 厚さが十二ミリメートル以上のせっこうボード

ホ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、その屋外側の部分に第三号ニ(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分にニ(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられた構造(間柱及び下地を木材のみで造ったものを除く。)とすること。

へ 一時間準耐火構造告示第一第二号ニに定める構造とすること。

第二 令第七条の二第一号に掲げる技術的基準に適合する柱の構造方法は、次に定める

ものとする。

- 一 一時間準耐火基準に適合する構造とすること。
- 二 四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。
- 三 第一第一号ハ(1)(ii)から(v)までのいずれかに該当する防火被覆を設けるか、又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ 令第四十六条第二項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。

ロ 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第千九百一号に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。この場合において、同告示第一号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「三・五センチメートル」と、同号ロ中「三センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」と読み替えるものとする。第四第三号ロにおいて同じ。

ハ 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第千九百二号に定める基準に従った構造計算によって通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「三・五センチメートル」と、同号ロ中「三センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」と読み替えるものとする。第四第三号ハにおいて同じ。

ニ 防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

第三 令第一百七条の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合する床の構造方法は、次に定めるもの（第三号に定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

- 一 一時間準耐火基準に適合する構造とすること。
- 二 四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。
- 三 根太及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ 表側の部分に次の(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。

- (1) 厚さが十二ミリメートル以上の構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード、デッキプレートその他これらに類するもの（以下「合板等」という。）の上に厚さが九ミリメートル以上のせっこうボード若しくは軽量気泡コンクリート

パネル又は厚さが八ミリメートル以上の硬質木片セメント板を張ったもの

(2) 厚さが十二ミリメートル以上の合板等の上に厚さ九ミリメートル以上モルタル、コンクリート（軽量コンクリート及びシンダーコンクリートを含む。以下同じ。）又はせっこうを塗ったもの

(3) 厚さが三十ミリメートル以上の木材

(4) 畳（ポリスチレンフォームの畳床を用いたものを除く。）

ロ 裏側の部分又は直下の天井に次の（1）から（3）までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。

(1) 一時間準耐火構造告示第三第三号ロ（1）、（2）又は（4）のいずれかに該当するもの

(2) 厚さが十五ミリメートル以上の強化せっこうボード

(3) 厚さが十二ミリメートル以上の強化せっこうボード（その裏側に厚さが五十ミリメートル以上のロックウール（かさ比重が〇・〇二四以上のものに限る。以下同じ。）又はグラスウール（かさ比重が〇・〇二四以上のものに限る。以下同じ。）を設けたものに限る。）

四 一時間準耐火構造告示第三第四号に定める構造とすること。この場合において、同号イ（1）（i）中「四・五センチメートル」とあるのは「三・五センチメートル」と、同号イ（1）（ii）中「六センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」と読み替えるものとする。

第四 令第七百七条の二第一号に掲げる技術的基準に適合するはりの構造方法は、次に定めるものとする。

一 一時間準耐火基準に適合する構造とすること。

二 四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。

三 第三第三号ロ（2）又は（3）に該当する防火被覆を設けるか、又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ 令第四十六条第二項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。

ロ 当該はりを接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第千九百一号に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。

ハ 当該はりを有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第千九百二号に定める基準に従った構造計算によって、通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。

ニ 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするこ

と。

第五 屋根の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハ及びニ並びに第二号ハに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

一 令第七条の二第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根（軒裏を除く。）の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 耐火構造とすること。

ロ 四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。

ハ 次に定める構造とすること。

(1) 不燃材料で造るか、又はふいたもの

(2) 屋内側の部分又は直下の天井に次の (i) から (vii) までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの

(i) 厚さが十二ミリメートル以上の強化せっこうボード

(ii) 厚さが九ミリメートル以上のせっこうボードを二枚以上張ったもの

(iii) 厚さが十二ミリメートル以上のせっこうボード（その裏側に厚さが五十ミリメートル以上のロックウール又はグラスウールを設けたものに限る。）

(iv) 厚さが十二ミリメートル以上の硬質木片セメント板

(v) 第一第三号ハ (2) から (6) までのいずれかに該当するもの

(vi) 塗厚さが二十ミリメートル以上の鉄網モルタル

(vii) 繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板に限る。）を二枚以上張ったもので、その厚さの合計が十六ミリメートル以上のもの

ニ 屋内側の部分又は直下の天井に次の (1) から (3) までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。

(1) 第三第三号ロ (2) 又は (3) に該当するもの

(2) せっこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が二十一ミリメートル以上のもの

(3) 厚さが十二ミリメートル以上のせっこうボードの上に厚さが九ミリメートル以上のロックウール吸音板を張ったもの

ホ 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板（それぞれ集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）第二条、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）第二条又は直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号）第二条に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下同じ。）を使用し、かつ、次に掲げる基準に適

合する構造とすること。

(1) 当該屋根の接合部の構造方法が、次に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。

(i) 接合部のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、次の（一）又は（二）に掲げる場合にに応じて、それぞれ当該（一）又は（二）に掲げる値の部分が除かれたときの残りの部分が、当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であること。

（一） 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板に使用する接着剤（（二）において単に「接着剤」という。）として、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はレゾルシノール・フェノール樹脂を使用する場合（構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあっては、ラミナの厚さが十二ミリメートル以上の場合に限る。） 二・五センチメートル

（二） 接着剤として、（一）に掲げるもの以外のものを使用する場合（構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあっては、ラミナの厚さが二十一ミリメートル以上の場合に限る。） 三センチメートル

(ii) 接合部にボルト、ドリフトピン、釘、木ねじその他これらに類するものを用いる場合においては、これらが木材その他の材料で防火上有効に被覆されていること。

(iii) 接合部に鋼材の添え板その他これに類するものを用いる場合においては、これらが埋め込まれ、又は挟み込まれていること。ただし、木材その他の材料で防火上有効に被覆されている場合においては、この限りでない。

(2) 当該屋根を有する建築物全体が、次に定める基準に従った構造計算によって通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。

(i) 主要構造部である屋根のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、(1) (i) (一) 又は（二）に掲げる場合にに応じて、それぞれ当該（一）又は（二）に掲げる値の部分が除かれたときの残りの断面（(ii)において「残存断面」という。）について、令第八十二条第二号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、長期応力度を計算すること。

(ii) (i) によって計算した長期応力度が、残存断面について令第九十四条の規定に基づき計算した短期の許容応力度を超えないことを確かめること。

(3) 取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

二 令第七條の二第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。）の構造方法にあっては、次に定めるものとする。

イ 一時間準耐火基準に適合する構造とすること。

ロ 四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。

ハ 前号ハ（2）（iv）又は（v）に該当する防火被覆が設けられた構造とすること。

ニ 野地板（厚さが三十ミリメートル以上のものに限る。）及びたるきを木材で造り、これらと外壁（軒桁を含む。）とのすき間に厚さが四十五ミリメートル以上の木材の面戸板を設け、かつ、たるきと軒桁との取合い等の部分を、当該取合い等の部分にたるき欠きを設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

第六 令第七條の二第一号に掲げる技術的基準に適合する階段の構造方法は、次に定めるものとする。

一 耐火構造とすること。

二 四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。

三 段板及び段板を支えるけたが木材で造られたもので、当該木材の厚さが六センチメートル以上のもの又は次のイ又はロのいずれかに該当する構造とすること。

イ 当該木材の厚さが三・五センチメートル以上のもので、段板の裏面に第五第一号ハ（2）（i）から（v）までのいずれかに該当する防火被覆が施され、かつ、けたの外側の部分に第一第五号ニ（1）又は（2）（屋外側にあつては、第一第三号ハ（2）から（6）までのいずれか）に該当する防火被覆が設けられたもの

ロ 段板の裏面に第三第三号ロ（1）から（3）までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、けたの外側の部分に第一第一号ハ（1）（ii）から（v）までのいずれか（屋外側にあつては、第一第三号ハ（2）から（6）までのいずれか）に該当する防火被覆が設けられたもの

附 則

1 この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

2 平成五年建設省告示第千四百五十三号は、廃止する。

附 則 （平成一六年九月二九日国土交通省告示第一一七二号）

（施行期日）

1 この告示は、平成十六年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に製造され、又は輸入された石綿スレート又は石綿パーライト板を用いる建築物の部分で、この告示による改正前の平成十二年建設省告示第千三百五十

八号の規定に適合するものは、改正後の平成十二年建設省告示第千三百五十八号の規定に適合するものとみなす。

附 則 （平成二七年二月二三日国土交通省告示第二五六号）

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則 （平成二八年三月三〇日国土交通省告示第五四〇号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二八年三月三一日国土交通省告示第五六四号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二九年三月二一日国土交通省告示第二〇三号）

この告示は、公布の日から施行する。